

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年1月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎他設備保全業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎ほか

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、その資格区分が役務の施設設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請を平成19年1月30日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年1月19日（金）から同年3月9日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成14年度以降に国又は鳥取県内の地方公共団体の施設を管理する者が発注した延べ床面積5,000平方メートル以上の建物の設備保守管理業務（作業現場で技術員を常時在駐させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(5) 本件業務の履行期間中、次に掲げる要件を満たす専任の技術員4名による現場常駐体制を組むことが可能である者であること。

4名のうち3名以上が次に掲げる基準のいずれかを満たし、かつ、それぞれの基準を満たす者が1名以上であること。

ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項の第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項の危険物取扱者免状のうち、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（第4類に限る。）の交付を受けていること。

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項の規定による免状の交付を受けていること。

エ 中央監視制御装置の運転について3年以上の実務経験を有すること。

4名全員がパソコンの基本操作（表計算ソフト（エクセルに限る。）及びワープロソフト（ワード又は一太郎））ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部管財課機械係（県議会棟 1 階）

電話 0857-26-7772

(2) 競争入札参加資格申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、平成 19 年 1 月 19 日（金）から同月 31 日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。なお、(1)の場所で直接受け取ることができない者については郵送により交付するので、390 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封し、(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 9 日（金）午前 10 時（郵便等による入札書の受領期限は、同月 8 日（木）午後 5 時）

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 営繕入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成 19 年 2 月 9 日（金）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)で定める契約金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ

がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Equipment maintenance of buildings of Tottori Prefectural Government and others, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 9, February, 2007

(3) Date and time for the submission of tender : 10:00 AM 9, March, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 8, March, 2007

(4) Please contact : Property Management Division General Affairs Department, Tottori prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7772